

児童・生徒用タブレットソフトウェア等
設定業務仕様書

令和7年8月

教育部教育総務課

1 件名

児童・生徒用タブレットソフトウェア等設定業務

2 業務目的

市内小・中学校の児童・生徒が使用するタブレットＰＣ（以下、児童・生徒用タブレットという。）については、ＧＩＧＡスクール構想に基づき令和２年度末に導入整備した。令和７年度末までに児童・生徒用タブレットを更新するに当たって、各種ソフトウェアの設定等を行い、市内小・中学校に導入することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和８年３月３１日まで

4 納入場所

No.	名 称	住 所
1	武蔵村山市立第一小学校	東京都武蔵村山市本町 1-1-11
2	武蔵村山市立第二小学校	東京都武蔵村山市三ツ木 2-12-2
3	武蔵村山市立第三小学校	東京都武蔵村山市中藤 1-36-1
4	武蔵村山市立第八小学校	東京都武蔵村山市三ツ藤 2-50-1
5	武蔵村山市立第九小学校	東京都武蔵村山市学園 1-85-1
6	武蔵村山市立第十小学校	東京都武蔵村山市残堀 5-100-1
7	武蔵村山市立雷塚小学校	東京都武蔵村山市学園 4-6-1
8	武蔵村山市立小中一貫校村山学園第四小学校	東京都武蔵村山市緑が丘 1460
9	武蔵村山市立小中一貫校村山学園第二中学校	
10	武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校	東京都武蔵村山市大南 2-78-1
11	武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校	東京都武蔵村山市大南 2-79-1
12	武蔵村山市立第一中学校	東京都武蔵村山市本町 2-76-1
13	武蔵村山市立第三中学校	東京都武蔵村山市神明 4-117-1
14	武蔵村山市立第五中学校	東京都武蔵村山市残堀 5-55
15	予備機保管場所	教育委員会が指定する住所 (千葉県船橋市予定)

なお、各納入場所への納入台数については、受注者決定後に協議し決定する。

5 本業務の内容

(1) 設定を行う端末等の受領

受託者は、次の事業者と連携し、【別紙１】に記載の端末等を受領すること。

ア 売主

- (ア) 事業者名 株式会社内田洋行
(イ) 住所 東京都江東区東陽 2-3-25 往生興和東陽町ビル
(ウ) 電話番号 03-5634-6402
(エ) 担当者 教育 I C T 事業部東日本第 1 営業部営業 1 課長 南 賢 氏
教育 I C T 事業部東日本第 1 営業部営業 1 課 奥埜 佑次 氏

※ 本事業者は、東京都及び都内区市町村が参加する東京都 G I G A スクール推進協議会において実施された共同調達にて、売主として選定された。売主は、別途本市が選定するリース業者へ端末等を販売する。

イ リース業者

リース業者は、11 月下旬に決定予定。

(2) ソフトウェア調達

【別紙 2】ソフトウェア要求要件を満たす、次に掲げるソフトウェアのライセンスを調達すること。

ア 授業支援ソフト

イ 学習者用 AI デジタルドリルソフト

ウ フィルタリングソフト

(3) ソフトウェア等設定導入及び学校等への納入

【別紙 3】ソフトウェア等設定導入及び学校等への納入要件を満たすこと。

(4) その他

業務費内訳書を作成し、東京都公立学校情報機器整備支援事業の補助対象となる経費について、明確にすること。

6 成果物

受託者は、下表に示す成果物を作成し、市が指定する場所に納品すること。

なお、成果物の納入期限は、市と受託者が双方協議の上、決定するものとする。

【成果物一覧】

No.	成 果 物	数 量	納品場所
1	納入に関する作業計画書	電子データ 1 部、製本 2 部	教育委員会
2	端末の管理台帳	電子データ 1 部、製本 15 部	教育委員会及び各小・中学校
3	アプリケーションの品質証明書	電子データ 1 部、製本 1 部	教育委員会
4	端末設定及び運用等に係る各種マニュアル	電子データ 1 部、製本 30 部	教育委員会及び各小・中学校
5	端末設定シート	電子データ 1 部、製本 2 部	教育委員会
6	保守用 USB メモリ	220 本	教育委員会及び各小・中学校
7	業務費内訳書	電子データ 1 部、製本 2 部	教育委員会

7 再委託の制限

契約期間中に、本業務に関して、原則、再委託を行ってはならない。再委託が必要な場合、あらかじめ市の承認を受けること。（この場合、再委託の受注者は本仕様書の規定を遵守する義務を負うものとする）

8 秘密の保持

受託者は、業務の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは、履行期間終了後も同様とし、そのために必要な措置を講ずること。

9 個人情報の保護

この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

10 瑕疵担保責任

本業務の検査完了後、瑕疵が発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。

11 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

武蔵村山市情報セキュリティポリシーの要旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

(1) 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、市が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「市からの貸与品」という。）を、市の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

(2) 作業場所以外への持出禁止

受託者は、市からの貸与品（複写及び複製したものを含む。）について、市が認める場所以外へ持ち出してはならない。

12 環境により良い自動車の利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

13 検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後、速やかに市に業務完了報告書及び成果品を提出し、市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、原則として、あらかじめ指定された日時及び場所において、市の職員が行う検査に立ち会わなければならない。
- (3) 受託者は、検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

14 その他

その他本仕様書に記載のない事項、又はその他疑義が生じた場合は、市、受託者で協議の上、決定すること。

【別紙１】設定を行う端末等

No.	物品名	規格	数量
1	児童・生徒用 タブレット	製品名：dynabook K70/HY O S：Windows 11 Pro Education C P U：Inetel Celeron Processor N4500 ストレージ：128GB メモリ：8GB 通信機能：Wi-Fi6E、Bluetooth5.3 画 面：10.1 インチ タッチパネル式 カメラ：フロント約 200 万画素、リア約 500 万画素、 QR コード読み取り可 重 量：約 1,097g（本体及びキーボード） その他：メーカー1年保証	6,050台
2	タッチペン	製品名：エレコム MDS-TP06BK 形 状：鉛筆型 サイズ：W7×D7×H128mm その他：非充電式、端末本体への収納可	6,050本
3	MDM	製品名：Microsoft 365 A1 for Device GIGA 期 間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	6,050 ライセンス

【別紙２】ソフトウェア要求要件

1 授業支援ソフト

(1) 基本機能

- ア シングルサインオン等により容易にログインが可能であること。
- イ マルチデバイス対応であること。
- ウ クラウド型のサービスであり、校内・校外問わず利用可能であること。
- エ 操作を直感的に行えるよう配慮された画面構成、出入力操作であること。
- オ 画面タッチ操作、マウス操作、手書き入力、キーボード入力のいずれにも対応していること。
- カ 定期的な機能改善を実施しており、契約期間中は無償でバージョンアップ、アップデートを行うこと。

(2) 資料作成編集機能

- ア 児童・生徒が素材（図形・写真・動画・音声等）の貼り付けや文字入力ができ、資料を作成、編集できること。
- イ 一つの資料を複数の児童・生徒で共有し、共同で同時に編集できること。

(3) 授業支援機能

- ア 教員用端末に授業に参加している児童・生徒端末の画面をリアルタイムで一覧表示できること。
- イ 教員用端末から必要に応じて児童・生徒端末の操作を制限できること。
- ウ 教員が教材を作成し、児童・生徒の個人又は任意のグループに一括配信できること。
- エ 児童・生徒が作成した資料を教員へ提出できること。また、児童・生徒が提出した資料について、一覧表示や選択した資料を拡大表示でき、必要に応じて複数選択し比較できること。
- オ 児童・生徒が提出した資料を、教員が手書きやスタンプ等で添削できること。また、添削した資料を個別又は一括で返却できること。
- カ 児童・生徒及び教員が作成した資料等の成果物を PDF 等のデータとして出力できること。

(4) アカウント管理機能

- ア 児童・生徒及び教員アカウントを登録、管理できること。
- イ アカウントの登録及び更新は、CSV ファイルの取り込み等により一括で行えること。
- ウ 市内学校間の転出入の際は、学習記録等のデータ引継ぎができること。

(5) サポート対応

- ア 電話やメール等による問合せに対応する窓口を設置すること。

イ 学校の要望に応じた活用支援サポートに対応するための体制があり、必要に応じて年1回以上の研修会の開催や訪問サポート対応が可能であること。

ウ ソフトの活用事例や授業づくりに役立つ情報を提供できる体制を有していること。

(6) 調達ライセンス数及び期間

ア 調達ライセンス数は、児童・生徒 6,050 名分、教員 500 名分とする。

イ 使用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 までの 5 年間とする。

(7) その他

第三者機関による認証に基づき、適切にセキュリティ基準を満たしている授業支援ソフト及びメーカーであること

2 学習者用 AI デジタルドリルソフト

(1) 基本機能

ア シングルサインオン等により容易にログインが可能であること。

イ マルチデバイス対応であること。

ウ クラウド型のサービスであり、校内・校外問わず利用可能であること。

エ 指導要領改訂又は教科書改訂に伴う、教材データの更新について、契約期間中では無償でバージョンアップ対応を行うこと。

オ 定期的な機能改善を実施しており、契約期間中は無償でバージョンアップ、アップデートを行うこと。

(2) ドリル機能

ア 収録教材は、小学校で「国語、算数、理科、社会、英語」の 5 教科、中学校で「国語、数学、理科、社会、英語」の 5 教科に対応していること。

イ 学習指導要領に準拠し、本市が採用する教科書内容に沿って学習できること。

ウ 児童・生徒が自ら選択した問題に取り組むことができ、当該学年以外の内容も学習できること。

エ 小学校・中学校合わせて 57,000 問以上の問題を収録していること。

オ 児童・生徒が解答した内容に対して自動採点ができること。

カ 各問題について、学習ポイントの解説又は解説動画等を表示できること。

キ 収録された問題は、手書き、キーボード入力、選択肢、穴埋め等、問題特性に応じた解答形式を有していること。

ク 教員が任意の問題を選択し、個人又はクラス等のグループに配信できること。

ケ 児童・生徒の学習状況や習熟度に応じた課題を自動生成し出題できること。また、児童・生徒の習熟度に合わせたフォロー問題、類題を出題できること。

コ 児童・生徒の解答状況に応じて、モチベーションを向上させる仕組みを有していること。

(3) 学習履歴管理機能

- ア 児童・生徒の学習履歴を個人単位又はグループ単位（年度別、学期別、個人別、クラス別等）で集計し表示できること。
- イ 児童・生徒の学習記録や学習成果を CSV ファイル等でデータ出力できること。
- (4) アカウント管理機能
 - ア 児童・生徒及び教員アカウントを登録、管理できること。
 - イ アカウントの登録及び更新は、CSV ファイルの取り込み等により一括で行えること。
- (5) サポート対応
 - ア 電話やメール等による問合せに対応する窓口を設置すること。
 - イ 学校の要望に応じた活用支援サポートに対応するための体制があり、必要に応じて年 1 回以上の研修会の開催や訪問サポート対応が可能であること。
 - ウ ソフトの活用事例や授業づくりに役立つ情報を提供できる体制を有していること。
- (6) 調達ライセンス数及び期間
 - ア 調達ライセンス数は、児童・生徒 6,050 名分、教員 500 名分とする。
 - イ 使用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 までの 5 年間とする。
- (7) その他
 - 第三者機関による認証に基づき、適切にセキュリティ基準を満たしている学習者用 AI デジタルドリルソフト及びメーカーであること

3 フィルタリングソフト

- (1) 基本機能
 - ア 導入する端末に対応していること。
 - イ 学校等にサーバを設置しないクラウド型のサービスであること。
 - ウ 端末を自宅等へ持ち帰り使用することを想定し、校内・校外問わずフィルタリングが可能であること。
 - エ 使用者の増加や通信量が多いサービスの利用時においても、使用可能なこと。
- (2) フィルタリング設定機能
 - ア 国内及び国外の Web サイトをフィルタリング対象にしていること。
 - イ フィルタリングのカテゴリ数を 118 以上有していること。
 - ウ ホワイトリスト、ブラックリスト化する等の機能を有し、アクセス許可・禁止したい Web サイトを任意で設定できること。また、フィルタリング情報を CSV ファイル取込み等により、容易に設定できること。
 - エ URL フィルタリングが可能なこと。
 - オ YouTube の動画やチャンネルごとに個別で閲覧可否が設定できること。
 - カ SNS 等の Web サイトへの書き込みや動画投稿を制限できること。

キ 制限対象として設定したキーワードを検索、投稿した際に、制限及びユーザーを特定できること。また、設定したキーワードにアクセスした際に、メール通知ができること。

(3) 時間制限機能

ア 特定の時間帯にインターネット利用を禁止することが可能であること。

イ 曜日や時間帯、任意の日付ごとにフィルタリング設定を変更できること。

(4) レポート機能

ア アクセスログを確認でき、CSV ファイル等で出力できること。

イ ログの保存期間は1年以上とすること。

ウ 文部科学省が定める【GIGA スクール構想の実現 学習者用コンピュータ最低スペック基準】で示す「端末の稼働状況を把握できる機能」を有していること。また、次に掲げる機能を有し、稼働状況を可視化できること。

(ア) 学校等のグループごとの端末の理由時間等を特定グループ設定が可能なこと。

(イ) インターネット利用状況や端末の利用時間等を特定のグループやユーザーごとにグラフ等で可視化できること。

(5) 調達ライセンス数及び期間

ア 調達ライセンス数は、6,050 台分とする。

イ 使用期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31までの5年間とする。

(6) その他

第三者機関による認証に基づき、適切にセキュリティ基準を満たしているフィルタリングソフト及びメーカーであること。

【別紙 3】 ソフトウェア等設定導入及び学校等への納入要件

1 設定作業

(1) MDM

- ア Microsoft365 AI for Device GIGA のクラウド環境の構築及び設定を行うこと。
- イ 構築にあたり、テナント作成、ユーザーID、Windows 更新プログラム等の各種設定について、教育委員会と協議し設定すること。
- ウ Microsoft Intune による端末の設定変更や配信可能なアプリケーションの配信ができるよう設定すること。
- エ 端末の紛失・盗難時に、遠隔で端末のデータ削除できるよう設定すること。
- オ 教育委員会が指定する URL リンクのショートカットを作成すること。

(2) ネットワーク（補助対象経費）

- ア 学校及び自宅等の複数の Wi-Fi 環境にセキュリティを担保した上で接続できるようにすること。
- イ 学校内のネットワーク情報は教育委員会から提示し、必要に応じてネットワーク整備事業者と調整を行うこと。

(3) ソフトウェア

- ア 端末に次に掲げるソフトウェアの最新版をインストールし、導入したアプリケーションのライセンス認証及び証明書の提出をすること。
 - (ア) 授業支援ソフト
 - (イ) 学習者用 AI デジタルドリルソフト
 - (ウ) フィルタリングソフト
 - (エ) QR コードを読み取るためのアプリケーション
 - (オ) その他、教育委員会が指定するソフトウェア
- イ 各ソフトウェアの設定について、教育委員会と協議の上で、アカウントやグループ作成等の必要な設定を行うこと。
- ウ ウイルス対策ソフトについては、Microsoft Defender を全ての端末で動作するように設定すること。

(4) その他

- ア 端末設定シート（MDM、各ソフトウェア、システム設定等）を作成し、納品すること。
- イ 端末の管理台帳（端末名、管理番号、シリアル番号及び MAC アドレスのリスト）を作成し、納品すること。

2 運用設計

端末の運用にあたり、株式会社内田洋行から提供される予備機保管サービスにおいて学校への端末補充や学校間での端末移動が想定されることから、次に掲げる構築を行うこと。

- (1) プロビジョニングパッケージ等を作成し、端末へ各学校の設定インストールや端末のリカバリが容易にできるように設計すること。
- (2) プロビジョニングパッケージ等を保存した保守用 USB メモリを 220 本納品すること。なお、保守用 USB メモリの内容及び内訳本数については、教育委員会と協議の上決定すること。
- (3) 端末のセットアップ及びリセット、各種設定操作、MDM 設定、故障時や紛失時の対応に係るマニュアルを作成し、教育委員会と協議の上、納品すること。

3 納入作業（補助対象経費）

- (1) 設定及び構築場所は受託者が用意すること。ただし、導入作業等で学校等を使用する場合は事前に教育委員会と調整すること。
- (2) 教育委員会が指定する管理番号のシールの作成及び端末への貼り付け並びにリース会社が指定するシールの貼り付けを行うこと。
- (3) 梱包は受託者が開封し、外観上、機能上問題ないか、付属品の有無を確認すること。また、納入後に不用になった梱包材等は、受注者が引き取り適切に処分すること。
- (4) 納品日は教育委員会と事前に調整し、端末等は教育委員会又は学校が指示した場所に納品すること。
- (5) タッチペンについては、本体に収納した状態で納品すること。
- (6) 充電器については、各学校に設置されている充電保管庫へ教育委員会が指定する数量を取付けること。また、充電保管庫に既存の充電器等が設置されている場合は取外し、学校が指示する場所へ集約すること。

4 プロジェクト管理

- (1) 設定及び構築体制として、業務経験が豊かな責任者及び作業者を配置し、適切な品質管理を行うこと。
- (2) 作業項目やスケジュール等を作成し、事前に教育委員会の承認を得た上で適切な進捗管理を行うこと。
- (3) 仕様等の打合せについては、教育委員会と日程調整し原則市役所本庁舎内で行うこととする。また、打合せを実施した場合は受託者が議事録を作成し、教育委員会の承認を得ること。

(別記)

個人情報等の取扱いに関する特記仕様書

(法令等の遵守)

第1条 受注者（以下「乙」という。）は、発注者（以下「甲」という。）との間で締結する本契約の履行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下本特記仕様書において「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（以下「個人情報保護法ガイドライン」という。）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、武蔵村山市情報セキュリティポリシーその他関係法令等（以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

(定義)

第2条 本特記仕様書で使用する用語は、法及び番号法で使用する用語の例による。

(秘密保持)

第3条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約の履行に際して知り得た個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

2 乙は、本契約の履行に携わる乙の従業者（以下単に「従業者」という。）に、個人情報等の秘密保持に係る誓約書を提出させなければならない。

(安全管理措置)

第4条 乙は、本契約の範囲内において、個人情報等の取扱いについて甲が採るべき措置と同等の安全管理措置（個人情報保護法ガイドライン及び特定個人情報ガイドラインで求められる安全管理措置をいう。）を講じる義務を負う。

(従業者の明確化)

第5条 乙は、従業者のうちから、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）に規定する総括保護管理者、保護管理者、保護担当者（特定個人情報については、特定個人情報ガイドラインに規定する総括責任者、保護責任者、事務取扱担当者）及び監査責任者に相当する者（以下「総括保護管理者等」という。）を指名し、個人情報等の安全管理体制の確保及び維持に努めなければならない。

2 乙は、本契約の締結後、速やかに総括保護管理者等を指名し、総括保護管理者等の氏名、役職等及び個人情報等の安全管理体制について甲に書面で届出を行い、承認を得なければならない。総括保護管理者等又は個人情報等の安全管理体制を変更する場合も同様とする。

(監督・教育)

第6条 乙は、本特記仕様書及び法令等が遵守されるよう従業者を監督しなければならない。

2 乙は、従業者に対して、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他法令等で定められた安全管理措置に関する教育及び研修を実施しなければならない。

(作業場所)

第7条 乙は、あらかじめ個人情報等を取り扱う事務を行う作業場所（特定個人情報を取り扱う事務については、特定個人情報ガイドラインに規定する取扱区域及び管理区域をいう。以下同じ。）を定め、本契約締結後、速やかに甲に書面で届出を行い、承諾を得なければならない。作業場所を変更する場合も同様とする。

2 乙は、甲の事業所内に作業場所を設置するときは、当該事業所に出入りする全ての従業者に乙が発行する身分証を携帯させなければならない。

(持出しの禁止)

第8条 乙は、本契約において取り扱う個人情報等を作業場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、持出しの理由、方法、場所、持ち出す個人情報等の範囲その他甲の指定する事項について、書面によりあらかじめ甲に申し出て承諾を得た場合は、施錠可能な容器に入れる等の盗難防止措置（電磁的記録媒体で持出しを行う場合は、暗号化等の安全管理措置を含む。）を講じる場合に限り、持ち出すことができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 乙は、法令に特別の定めがある場合を除き、本契約に係る個人情報等を利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供（以下「目的外利用等」という。）してはならない。

2 乙は、個人情報等の目的外利用等を行うときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に承諾を得ることができない場合は、目的外利用等の後、直ちに報告を行うこととする。

(複製等の制限)

第10条 乙は、甲の指示又は承諾を受けた場合を除き、甲から提供又は貸与を受けた個人情報等が記録された資料を複写し、又は複製してはならない。

(管理)

第11条 乙は、本契約に係る個人情報等の管理に当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 利用目的、収集から廃棄までの手続を明記し従業者に周知する等、違法な利用や漏えい等の事故発生を防ぐ措置
- (2) 施錠可能な書庫等で保管し、個人情報等を保有する端末のワイヤーロックを行う等、盗難を防止する措置

(3) 個人情報等の保管場所への入退室及び機器の持込みを管理する措置

(4) 個人情報等を電子データで保管する場合には、次に掲げる措置

ア 電子データにアクセスできる者及びアクセスできる個人情報ファイル又は特定個人情報ファイルの限定、アクセスログの分析等

イ 電子データを保管する端末への機器接続制限

ウ 2段階以上のアクセス認証

エ セキュリティソフト、ファイアウォール等による外部からの不正アクセス、サイバー攻撃等の防止

オ 電子データを保管する端末をインターネットから独立させる等の手段によるデータの漏えい防止

(受渡し)

第12条 本契約の履行に必要な個人情報等の受渡しは、甲が指定した日時及び場所において行うものとし、乙は、個人情報等の受渡しを受けたときは、甲に対して受領証を提出しなければならない。

(返却又は消去等)

第13条 乙は、本契約が終了したとき又は甲の求めがあったときは、直ちに個人情報等を甲に返却するものとする。ただし、甲から指示があったときは、文書に記録されたものについては溶解等の方法により、電磁的記録媒体に記録されたものについては物理的若しくは磁気的な破壊、ソフトウェアによるデータ消去等の復元不可能な方法により消去し、又は廃棄することができる。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報等を消去し、又は廃棄するときは、甲乙協議により期限を定めた上で、乙の責任により行うものとし、個人情報等の消去又は廃棄が完了したときは、その完了した事実を証する書類を甲に提出しなければならない。

(再委託の制限)

第14条 乙は、本契約に係る業務の一部を再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、再委託先の名称、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先において取り扱う個人情報等、再委託先における安全管理措置、再委託先に対する管理・監督の方法その他甲が指定する事項を明らかにした上で書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により再委託を行う場合は、乙は、本契約に係る契約書に定める事項及び法令等を遵守するよう再委託先の管理・監督を行わなければならない。

3 第3条から前条までの規定は、再委託を行う場合について準用する。

(情報漏えい等が発生した場合の措置及び責任)

第15条 乙は、本契約に関し個人情報等の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、直

ちに必要な調査を行い、当該事故の内容、発生場所、発生状況、事故に係る個人情報等の内容及び件数その他甲が指定する事項について、書面で甲に報告するとともに、影響を最小限に抑える方策及び再発防止策を講じ、書面により速やかに甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、これらの報告の内容について、個人情報保護委員会に報告し、及び公表することができる。

- 2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により発生した個人情報等の漏えい等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本契約終了後に発覚した事故に対しても適用する。

(契約内容の遵守に関する報告等)

第16条 乙は、本特記仕様書の遵守状況について、定期的に書面で甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、個人情報等の取扱状況、再委託先の監督状況、安全管理体制等に関して甲からの求めがあったときは、書面により直ちに甲に報告しなければならない。

(必要があると認めるときの実地調査又は監査)

第17条 甲又は甲が指定した者は、乙（第14条第1項ただし書の規定に基づき、本契約に係る業務の一部を再委託する場合の再委託先を含む。以下本条において同じ。）の業務に支障を生じさせない範囲において、随時に乙の施設への立入り、必要な書類の閲覧・複写、乙の従業者への聴取等、本特記仕様書に基づき適切な措置が講じられているかを確認し、及び検証するための調査又は監査を実施することができる。この場合において、乙は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲が指定した者が行う調査又は監査に協力しなければならない。

- 2 甲は、前項の調査又は監査の目的を達成するために必要な範囲において、乙に対して情報の提供を求め、又は改善のための指示を行うことができる。

(法令等に違反した場合の契約解除及び賠償)

第18条 甲は、乙が法令等の規定又は本特記仕様書に定める義務に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除されたときは、損害金として甲に対して契約金額（単価契約であって仕様書等の記載により予定数量が明らかな場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の10分の1に相当する額を支払わなければならない。ただし、契約の解除により甲に生じた実際の損害額が当該10分の1に相当する額を超える場合は、実際の損害額に相当する額を賠償するものとする。

(管轄の合意)

第19条 本特記仕様書に規定された事項に関連して生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。